

# 秋田県公報

## 目次

### 規則

○知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（一一・情報公開課）……………1

○秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例施行規則（一一三・障害福祉課）……………1

### 訓令

○秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令（一四・人事課）……………1

○秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令（五・教育庁総務課）……………1

## 規則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第百十二号

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則（昭和六十二年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政文書公開請求書（様式第一号）による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改め、同条第二項中「の行政文書公開請求書」を「に規定する請求書」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に並び、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したもの

の視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法」を「これらの方法」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第七条第二項中「（行政文書を複写したものと並びに前条第二号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第九条において同じ。）を削り、同条を第四条とする。

第八条の見出し中「作成方法等」を「交付部数」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五条とし、第九条を第六条とし、第十条を削る。

第十一条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第七条とし、第十二条を第八条とし、本則に次の一条を加える。

（補則）  
**第九条** この規則に定めるもののほか、知事が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。  
 様式第一号から様式第十二号までを削る。

### 附則

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第百十三号

秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例施行規則

秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例（平成十八年秋田県条例第八十四号）の規定により同条例に規定する報告を求められた精神科病院の管理者は、別に定める様式による報告書により、次の各号に掲げる同条例に規定する任意入院者の区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに知事に報告しなければならない。

一 入院後一年以上経過している任意入院者 その者が入院をした日の翌日から起算して一年を経過した日から十日を経過した日又はその日の属する年の翌年以後の各年におけるその日に応ずる日

二 入院後六月を経過するまでの間に法第三十六条第三項に規定する行動の制限を受け、又は夜間以外の時間帯に病院から自由に出発することを制限された任意入院者（前号に該当する者を除く。） その者が入院をした日の翌日から起算して

六月を経過した日から十日を経過した日

### 附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

## 訓令

### 秋田県訓令第十四号

庁中一般 各地方機関

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県職員服務規程（昭和四十二年秋田県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「等」を「及び休憩時間」に改め、同条第一項中「の勤務時間」の下に「は午前八時三十分から午後五時十五分までとし」を加え、「及び休憩時間は、次のとおり」を「は正午から午後零時四十五分まで」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「休憩時間及び休憩時間」及び「休憩時間又は休憩時間」を「及び休憩時間」に改め、同条第三項中「休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

### 附則

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

## 教育委員会訓令

### 秋田県教育委員会訓令第五号

庁中一般 各地方機関 各教育機関

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

秋田県教育委員会教育長 根岸 均

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁職員等服務規程（昭和二十八年秋田県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を「及び休憩時間」に改め、同条第一項中「の勤務時間」の下に「は午前八時三十分から午後五時十五

分までとし」を加え、「及び休息時間は、次のとおり」を「は正午から午後零時四十五分まで」に改め、同項の表を削り、同条第二項及び第三項中、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄